

平成26年第6回

美里町農業委員会定例総会議事録

## 第6回美里町農業委員会定例総会

- 1 開催日 平成26年6月24日(火)午後1時30分から午後3時
- 2 開催場所 美里町南郷庁舎2階 202会議室
- 3 出席委員(19名)

2番 邊見 勝寿	3番 高橋 建一	4番 三浦 淳子
5番 伊藤 恵子	6番 鈴木 幸博	7番 後藤 幸太郎
8番 遊佐 恭一	9番 齋藤 喜平	10番 菅原 都
11番 佐藤 清	12番 久道 雄悦	13番 柳田 政喜
14番 内藤 千鶴子	15番 菅原 勝一	16番 佐々木 裕一
17番 扇 玄	18番 大崎 幸信	19番 大友 重善
20番 渡邊 雅光		
- 4 欠席委員(1名)

1番 木村 和男
----------
- 5 報告事項
  - 1 使用貸借権の合意解約による通知について
  - 2 非農地証明願について
- 6 議事
  - 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
  - 第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
  - 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について
  - 第4号議案 小牛田農業振興地域整備計画及び南郷農業振興地域整備計画の変更について(諮問)
- 7 その他連絡・報告事項
  - 1.平成26年 6月事業報告について
  - 2.平成26年 7月事業予定について
  - 3.その他
- 8 農業委員会事務局職員  
事務局長 笠原 良隆  
事務次長 菊地 和則

## 9 会議の概要

事務局	<p>大変お疲れさまでございます。ただいまより平成26年第6回美里町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>開会に当たりまして、会長よりご挨拶をいただきます。</p>
会長	<p>(挨拶内容省略)</p>
事務局	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条によりまして、会長が議長となって議事を進めるとございますので、これ以降、進行につきましては会長のほうにお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、ただいまより第6回美里町農業委員会総会を開きます。</p> <p>本日の出席委員は19名であり、農業委員会に関する法律第21条3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。</p> <p>続きまして議事録署名委員の選任であります。会議規則第15条第1項の規定により2名を選任いたしますが、議長より指名してよろしいですか。</p> <p>(はいとの声あり)</p>
議長	<p>17番扇 玄委員、18番大崎幸信委員のお二方にお願いをいたします。</p> <p>では、報告事項に入ります。</p> <p>1番、使用貸借権の合意解約による通知について、2番、非農地証明願について、2つについて事務局より説明いただきます。</p>
事務局	<p>報告事項1について、議案書に記載のとおり説明を行った。</p> <p>報告事項2について、議案書に記載のとおり説明を行った。</p>
議長	<p>それでは、非農地証明願について、保全委員会で現地確認をしています。</p> <p>保全副委員長より、その結果について報告をお願いします。</p>
保全委員長	<p>ご報告申し上げます。保全委員会は今月も遠見委員と高橋委員、そして委員長である私、三浦が担当いたしました。6月15日が日曜日のために、今</p>

月は13日に渡邊会長、大友職務代理、邊見委員、高橋委員、私、三浦、笠原事務局長、菊地次長の総勢7名により現地調査を行いました。非農地証明願の10については申請箇所は2カ所であり、写真もあるのですが、非農地となって20年以上経過しております。現状は宅地で特に問題は見当たらず、保全委員会後に許可を出すように事務局に指示いたしました。

以上です。

議長

ありがとうございました。ご苦労様でございました。

報告事項でございましたが、不明な点があれば再度説明をいたさせます。ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

無しということでございますので、報告事項を終了をいたします。

議長

続きまして、議事に入ります。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について、事務局より説明願います。

事務局

第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

なお、農地法第3条第2項各号照らし合わせにつきましては、お手元に農地法3条の調書ございまして、この3件とも全てにおきまして該当はしませんが、なおかつ皆様方のお目通しのほどよろしく願います。また、番号30につきましては、農地保全委員会で現地調査をしてございますので、よろしく願います。

以上、説明を終わります。

議長

議案番号30について、保全委員会で現地確認調査をしております。副委員長より報告いただきます。

保全副委員長

ご報告申し上げます。番号30についても同じく13日に、総勢7名で確認させていただきました。現地は不動堂地区の役田にありまして、資料の写真にもあるとおりに、飼料用米が現在、作付されておりました。この農地は

作業受委託によって現在耕作されている方が購入するので、今後も作付が見込まれますので、特に問題は見当たらず、許可相当と見てまいりました。審議のほうよろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

無しということでございますので、質疑を打ち切り、採決に入ります。

第1号議案農地法第3条の規定による許可申請の許可について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

ありがとうございます。全員賛成でございますので、原案のとおり許可といたします。

続きまして、第2号議案農用地利用集積計画書審議について、事務局に説明いたさせます。

事務局

第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

それでは、議案番号252番、253番の2議案を除いた8議案について審議をいたします。議案番号244番から251番までの審議をいたしますが、ご意見、ご質問ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

ありませんということでございますので、採決に入ります。

議案番号244番から251番の8議案について賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)



ね。それから畑がございまして5 1 2 m<sup>2</sup>、これが5 アールございました。合計田んぼで2 5 4 アール、畑で5 アールという経営状況でございます。ただ、他につきましては農業委員会を通して誰かに委託しているという部分ではございませんし、なおかつ耕作放棄地という部分ではございませんので、きちんと作付あるいは管理しているものと推察されます。

そういうわけでございまして2 5 2 アールにつきましては、経営状況につきましては田んぼ2 5 4 アールに、さらにその下に5 アールを大変申しわけありませんが、追加としてお願いしたいと思います。

なお、この方と農協、そして2 5 3 番の農協から譲受人につきましては、今回の譲渡人である さんにしましては新規ですが、その前に亡くなったお父さんのときから農協を通して、当時の農協の農地保有合理化事業として契約を締結しておりまして、ことしの4月に満了となっておりますが、ちょっと間があったという関係がございまして、譲渡人につきましては新規という扱いにしました。この譲渡しにつきましては、 さんにつきましては、引き続き農地を今後10年間作付するということになります。経過は以上でございますが、町外在住という事情もあります、経営面積の調査不足ということでございましたので、おわび申し上げます。

議長

今、事務局より報告ございましたが、 様も田んぼのほうで2 5 4 平米、畑が5 アール追加ということで、訂正をお願いしたいというふうに思っています。3番委員さん、よろしいですか。

3番委員

こういう基本的なミスが再三言われておりまして、ここでも問題になっております。要するに、事務局のミスは忙しいためだとは思いますが、チェックの仕方にも問題があるというふうに思いますし、あとは会長はこれをチェックしているのかしてないのか、その辺もお伺いしたいと思ってございます。

議長

今、高橋委員から指摘あったとおり、今月だけではなくここ数ヶ月続けて数字の訂正等がございました。この点について、今月分について以上のように訂正させて頂きたいと思えます。

それから、私のチェック確認の話をされましたが、こちらも契約の部分の面積とか、契約した書類を私も一通り見るわけですが、経営状況までは台帳でも確認が難しいということもありますので、そこまではチェックしかねる場合もありますが、この辺でお許しをいただけませんかでしょうか。

3 番委員 許すとか許さないとかそうじゃなくて、数字の細かいところまで全部チェックしているのかということをおししたまでです。

議長 今後、間違いないように十分注意したいというふうに思います。  
そのほかご意見、ご質問ございませんか。

議長 休憩いたします。( 2 : 2 1 )

議長 再開いたします。( 2 : 2 1 )

議長 議案番号 2 5 2 番、2 5 3 番についてご意見なければ、採決に入ってよろしいですか。

( 質問、意見なし )

議長 それでは、議案番号 2 5 2 番、2 5 3 番について、賛成の方の挙手を求めます。

( 委員全員の挙手を確認 )

議長 全員賛成でございますので、2 議案は原案のとおり決定いたします。

議長 休憩いたします。( 2 : 2 1 )

議長 再開いたします。( 2 : 2 2 )

議長 以上で、第 2 号議案は全て原案のとおり決定いたしました。  
続きまして、第 3 号議案農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定について、事務局より説明願います。

事務局 第 3 号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長 それでは保全委員会、三浦委員長より報告をいただきます。

保全委員長 ご報告申し上げます。番号 1 9 についても、同じく 1 3 日、総勢 7 名で現

地確認に行っていました。現地は木間塚地域に位置しており、工事中重機及び資材置き場の一時転用として申請されました。特に問題は見当たらず、農地区分については、地図にも載っているのですが、近くには公共の施設があるので第3種農地であり、許可相当と見てまいりました。審議のほうよろしくをお願いします。

議長

申請地の一部にプレハブがありますが、それも撤去するという事での申請でございます。第3号議案について、今保全委員会の三浦委員長より現地確認の結果を報告いただきました。ご質問、ご意見ございませんか。13番委員。

13番委員

今回の転用面積なんですけれども、1,012㎡のうち800㎡ということなんですけれども、残りの212㎡に対してどのような感じで、今までどのような状況だったのか、これからどのような指導をするのか、お聞きします。

事務局

それでは、ただいまの13番委員さんの質問にお答えします。

残りの部分につきましては、写真にもありますが水路側に草がこのように繁茂しております。写真でもある程度確認できますが、除草による対応をしてもらうことになっておりますので、転用許可後に除草して使うということで申請者とは申し合わせをしております。

議長

13番委員よろしいですか。（「はい」の声）。

そのほかご意見、ご質問ございませんか。

（質問、意見なし）

議長

なければ、質疑を終了し、採決に入ってよろしいですか。

それでは、第3号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について採決いたします。

賛成の方の挙手を求めます。

（委員全員の挙手を確認）

議長

ありがとうございます。全員賛成でございますので、第3号議案は意見を

付して宮城県知事に進達をいたします。

続きまして、第4号議案小牛田農業振興地域整備計画及び南郷農業振興地域整備計画の変更について（諮問）を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

第4号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

今、事務局より説明をいただきましたが、小牛田農業振興地域整備計画、それから南郷農業振興地域整備計画ということで、それぞれ今まで整備計画をつくっておったのが、今度は美里農業振興地域整備計画という1本にするということでございます。それから、面積等の数字については一切変更はないということの説明でございます。

それでは、第4号議案について審議をいたします。

ご意見ご質問ありませんか。9番齋藤委員。

9番委員

多分単なる名称の変更でしょうけれど、計画変更とはまた別なわけですよ。名称の変更にしては言葉の使い方がおかしい。計画の変更ならいいのですが全く計画内容はわからない訳ですから、もう少し言葉の表現をわかりやすく工夫してもいいのではありませんか。

議長

そのとおりだというふうに思います。

事務局

この点につきましては、合併して6年経過しまして、県のほうからも再三見直しをかけるようにという指導があり、それを一本にしなさいというような通達も来ておりますので、それに合わせていろいろ一本化するという、これが変更該当しますよということでした。

議長

そのほかございませんか。

（質問、意見なし）

議長

無いようでございますので、採決に入らせていただきます。

第4号議案小牛田農業振興地域整備計画及び南郷農業振興地域整備計画の変更について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

ありがとうございます。全員賛成でございますので、町長に報告をいたします。

以上をもちまして議事の一切を終了いたします。

## 議 事 録 署 名

上記、第6回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

平成26年6月24日

会	長
署名委員	17番
署名委員	18番